

公募型プロポーザルの執行について

第2次隱岐の島町総合振興計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

平成30年10月12日

隱岐の島町長 池田高世偉

1. 業務名 第2次隱岐の島町総合振興計画策定支援業務
2. 業務内容 別紙「第2次隱岐の島町総合振興計画策定支援業務仕様書」による
3. 履行期限

契約締結の日の翌日から平成31年3月31日までとする。【単年度契約】
平成31年度：平成31年4月1日～平成32年3月31日（予定）
4. 参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
 - (2) 本町の「平成29・30年度 測量建設コンサルタント業務等競争入札有資格者」
であること。
 - (3) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、
または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申立てが
なされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生
法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
 - (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する
団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (7) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無
いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前5号と同視し得る資本関係又は人的関係
 - (8) 過去10年以内（平成20年4月1日から平成30年3月31日の間）において、
官公庁発注の総合計画策定業務の委託完了実績を有すること。

5. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求める場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に5 参加資格の第2号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

6. 事務局

島根県隠岐の島町役場 地域振興課 まちづくり係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8570

E-mail : chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル実施要領」による。

8. 評価基準及び評価方法

(1) 審査委員会

企画提案書の審査、評価及び最優秀者の特定は第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が1名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 第一次審査（書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているか審査を行い、企画提案書の提出を求める。なお、参加表明が6社を超えたときは、上位5社を選定する。

(3) 第二次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 評価基準

審査項目及び審査基準については「第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル評価要領」に示す。

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データにて交付します。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

10. その他

詳細は「第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル実施要領」による。